

令和8年度 日本学生支援機構 大学院 博士前期課程(修士課程)

「特に優れた業績による返還免除制度」採用時返還免除内定候補者

(第一種奨学生)申請要領

1. 制度概要

「特に優れた返還免除制度」とは、大学院で第一種奨学生の貸与を受けた学生で、貸与中期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学生の全額または半額を返還免除する制度です。

これまで、大学院の貸与終了時に募集し、大学院在籍期間での業績で判断するものでしたが、令和5年度から新たな制度として、大学院博士前期課程(修士課程)に進学を希望している方を対象に、「採用時返還免除内定制度」が創設されました。詳しくは、日本学生支援機構奨学生のホームページ(特に優れた業績による返還免除の手続き)をご覧ください。

URL:<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/index.html>

2. 対象要件

2026(令和8)年度に大学院博士前期課程(修士課程)への進学を希望し、日本学生支援機構の第一種奨学生を貸与予定で、以下の①、②、③のいずれも満たす必要があります。

- ① 学部において修学支援新制度を利用していること、または修学支援新制度は利用していないが、住民税非課税世帯であること。
- ② 特定分野(「科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」)への進学を希望していること。分野に該当する本学の研究科・専攻は以下の通り。

分野	研究科・専攻
科学技術イノベーション創出に寄与する分野 (情報・AI、量子、マテリアル等)	工学研究科 材料科学専攻、機械システム工学専攻、電子システム工学専攻
大学の強みや地域の強み等を生かした分野	環境科学研究科 環境動態学専攻、環境計画学専攻 人間文化学研究科 地域文化学専攻、生活文化学専攻 人間看護学研究科 人間看護学専攻

- ③ 将来、上記②に記載の特定分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められること。

※留学生は除く。外国籍の学生の場合は「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者」等のみが対象。

(2枚目に続く)

3. 申請の流れ

① 申請書類の取得

ホームページ(もしくは、ポータルサイト USPo)からダウンロードしてください。

② スカラネット入力用の識別番号(ユーザーID、パスワード)の付与

スカラネット(WEB システム)による申し込みをする際に必要です。

付与を希望する場合、メールで申し出てください。大学からメールにて付与します。

【メール送付注意点】

・メールタイトルは「【ID・PASS 付与希望】返還免除内定制度(修士課程)」とすること。

・メール本文には進学予定の「研究科、専攻名」、「氏名」を記載すること。

【送付先】

shogaku@office.usp.ac.jp

※2,3 日経過し、返信がない場合、お電話ください(0749-28-8218)

※土、日、祝日は対応しておりません。

③ スカラネットによる申し込み

2026年2月27日(金)までです。

④ 申請書類を大学の学生支援センター窓口①へ提出

締切は 2026年2月27日(金)までです。

窓口での提出が難しい場合は、郵送で提出してください(必着)。

⑤ 学内選考を実施し、大学から日本学生支援機構へ推薦

⑥ 日本学生支援機構から結果通知

2026年 7 月下旬を予定しております。

⑦ 大学から申請者に通知

2026年 7 月下旬を予定しております。

(3 枚目に続く)

4. 申請書類

ボールペンでの記入または EXCEL を用いて作成してください。

※修正テープの使用、訂正印のない修正がある書類は、一切受理しません。

- ① 「令和8年度 採用時返還免除内定候補者 申請書」(様式1)
- ② 「令和8年度 採用時返還免除内定候補者 研究計画書」(様式2)
- ③ スカラネット入力下書き用紙(※提出不要。スカラネット入力時にご利用ください。)
- ④ 「学業成績証明書」(累積 GPA が記載されたもの。本学出身者は教務課窓口で依頼)

※令和7年度に滋賀県立大学を卒業する者は提出不要です。

※原本に限ります。累積 GPA の記載がない場合には、併せて「大学(学部)における累積 GPA を示すもの」を提出すること。

- ⑤ (1)～(3)いずれかの書類。

(1) 最新の支援区分が確認できるスカラネットパソコン画面コピー
(日本学生支援機構給付奨学生は提出)

(2) 授業料等減免認定結果通知書 (修学支援制度授業料減免のみ利用者は提出)

(3) 住民税非課税証明書 (修学支援制度未利用者は提出)

本人、および、生計維持者※の令和7年度の所得・課税 証明書または非課税証明書を提出してください。※原則、本人および父母両方の 3 名分

母子父子家庭の場合には、上記に加え母子父子家庭であることを証明する公的書類も提出してください。(非課税証明書に寡婦控除の記載がされていない場合には、戸籍全部事項証明書など)

5. 申請場所

学生支援センター 窓口①(共通講義棟 A0 棟 2 階)

※原則、窓口での提出をお願いします。郵送の場合は、下記の宛先に「簡易書留」や「レターパック」等、必ずご自身で追跡履歴の確認できる形での郵送をお願いします。封筒の表に、「日本学生支援機構奨学金採用時返還免除内定候補者願在中」と記載してください。

【郵送先】

〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 学生支援センター 奨学金担当宛

6. 申請締切

申請書類の提出およびスカラネットへの入力を以下日時までに行ってください。

2026年2月27日(金) 17 時 15 分まで ※郵送の場合は必着です。

(窓口受付時間 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分 (11 時 30 分～12 時 30 分は窓口閉鎖))

7. 注意事項

- ・内定候補者となった大学院以外に進学した場合は、その資格を失います。
- ・第一種奨学金の申し込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。大学院博士前期課程(修士課程)進学後の 4 月に在学採用で申し込みをし、採用されなければなりません。

- ・内定者として決定された場合も、奨学金貸与終了年度に改めて返還免除の申請が必要です。
 - ・内定者となった後も、2年生への進級時に内定者として相応しい成績を修めているか中間評価がなされます。内定者として相応しい成績を修めていない場合は、「内定取消」となります。なお、中間評価において、本人が行う手続きはありません。
 - ・以下に該当する場合、「内定取消」となり、内定候補者としての資格を失います。
 - ①貸与中の奨学金について「停止」「廃止」「警告」の処置を受けた場合
 - ②修業年限内に課程を修了する見込みがなくなったとき
- ※内定取消後も従来の奨学金終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。
- ・今回の内定候補者に採用されなかったとしても、従来の奨学金貸与終了年度の「特に優れた業績による返還免除」に申請することができます。

【問合せ先】

滋賀県立大学 学生支援センター奨学金担当

TEL 0749-28-8218

MAIL shogaku@office.usp.ac.jp